

江戸川区「デジタル技術活用促進助成事業（IT導入）」Q & A

< 申請 >

Q 1 本助成事業の対象者はどのような事業者ですか。

A 1 本助成事業は、次に述べる(1)又は(2)に該当する中小企業者等又は中小企業グループを対象としています。

(1) 次の①から⑥の全ての要件に当てはまる者。

① 次に定める(ア)～(オ)の要件のいずれかに該当すること。

(ア) 個人事業者及び会社(合資・合名・有限・合同・株式・各士業法人)：中小企業基本法第2条に規定する法人及び個人

(イ) NPO法人、医療法人、各種組合：中小企業信用保険法第2条第1項第3号から第11号に規定する法人

(ウ) 一般社団・財団法人：一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第2条第1項に規定する法人

(エ) 社会福祉法人：社会福祉法第22条に規定する法人

(オ) 労働者協同組合：労働者協同組合法に規定する組合

② 資本金の額若しくは出資の総額又は従業員数のいずれかが下記表に該当すること

業 種	資本金の額又は出資の総額	従業員数
製造業、建設業、運輸業その他の業種	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業・飲食業	5000万円以下	50人以下
サービス業（以下に定める業種を除く）	5000万円以下	100人以下
ソフトウェア業、情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅行業	3億円以下	300人以下
宿泊業・娯楽業	5000万円以下	100人以下
旅館業	5000万円以下	200人以下
医業を主たる事業とする法人	—	300人以下

③ 区内に本店又は主たる事務所（個人事業主にあつては住所及び主たる事業所）を有すること

④ 前年度の法人住民税及び法人事業税（個人事業者にあつては住民税及び個人事業税）を滞納していないこと

⑤ 東京信用保証協会の保証対象業種又は農林水産業を営む者であり、公序良俗に反する活動を行うものではないこと。

(2) 助成事業を共同して取り組む共同体であつて、全てのグループ構成企業のが上記にある③以外の①から⑤全ての条件にあてはまり、かつグループ構成企業の2/3以上が上記③の規定に該当する中小企業グループ

Q 2 何回でも申請できますか。

A 2 本助成事業は、同一年度内の申請を1回までとしております。
(同一年度内で別々の案件について、DX導入区分と同時申請は可能です。)

< 対象事業・経費 >

Q 3 どのような経費が助成対象になりますか。

A 3 バックオフィスの生産性向上又は業務効率化を目的としたIT(ソフトウェア、クラウドサービス、システムなど)の導入に関する経費やサーバー利用料、サービス利用料等、導入するシステム又はサービスを利用する上で必要となるハードウェアの購入費用、導入した技術を従業員が習得するために要した経費が対象となります。

Q 4 助成金の申請資料の作成を委託しました事務手数料は対象経費になりますか。

A 4 なりません。事業に直接関係のない経費は助成対象外です。
なお、行政書士等に委託すること自体は妨げませんが、申請内容は自社で必ず把握するようにしてください。第三者を介すことによる不利益について、区は一切責任を持ちませんので、ご自身の責任にて利用してください。

Q 5 パソコンの購入にかかる費用は対象になりますか。

A 5 対象外です。パソコンやタブレット、プリンタ等汎用性の高いハードウェアの購入費は対象外です。

Q 6 ハードウェア購入費のみの申請でもいいですか。

A 6 ハードウェア購入費のみの申請は助成対象外です。新規導入するソフトウェアがあってその利用に必要なハードウェアが申請対象となります。導入するソフトウェアと関係がないハードウェアの購入費も対象外となります。

Q 7 利用するシステムについて毎月利用料が発生します。どこまで対象経費としてみることができますか。

A 7 対象期間が申請年度(4月～翌年3月)の間のものであり、かつ実績報告時に精算済みの経費が対象となります。ただし、年額を一括で支払っている場合、導入後1年間までの利用料を対象とすることができます。

Q 6 対象とならないIT導入はありますか。

A 6 以下のものは対象となりません。

- セキュリティソフト、Word、Excel、PowerPointなどの表計算・文書作成ソフト等既に一般に広く利用されている汎用性の高いソフトウェア等
- 助成事業の目的以外にも流用可能な汎用性の高いソフトウェア
(対象外となる例 所謂生成AI)
- 導入済みのソフトウェア等の更新経費やライセンスの追加購入費等

- 導入済みのソフトウェアと導入目的が同じであり、更新や製品入れ替えとみなせる導入
(対象外となる例 A社の会計ソフトを利用しているが、複式簿記にB社の会計ソフトに入れ替えを行う際のシステム利用料等)
- 関連会社等主に別法人で活用するとみなされるもの
- 外注をせず自社で構築する予定のソフトウェア等
(外注で自社用にカスタマイズしたシステムを作成する場合は対象になります)

Q 7 ○○システムは助成対象になりますか。

A 7 システム毎に対象かどうかの回答はしておりません。申請書一式にて導入目的等を審査し、本助成金の趣旨にあった導入計画であるかを個別に確認しています。

< その他 >

Q 8 既にシステムを発注済みですが助成対象になりますか。

A 8 助成対象になりません。事前にご申請をいただき、区の承認が行われてから発注等を行ってください。それより前に発注等をされた場合は助成対象外となります。

Q 9 助成対象事業が完了しないと助成金は交付されませんか。

A 9 本助成金の交付には、助成対象事業が助成対象期間内（3月12日まで）に完了し、同期間内に実績報告書をご提出いただくことが必要です。

(令和8年4月1日)